

の実施すう完全に行はれておない状態である。斯くの如く彼等は自己の飽くなき利潤慾の蒙るため、我國の社会立法を軽視し封建時代の農奴にも等しい労働條件を以つて労働者の社会的権利を蹂躪し以つて吾等が造船界を攪乱しつつあるのである。我等は此不合理を糾弾し、天人共に救はざる彼等の暴虐を徹底的に膺懲せんとするのである。

実行法六

- (一) 内務省への抗議は中央委員会一任
- (二) 関係監督官廳及経営者等への抗議は特に